

第4次長久手市障がい者基本計画等 について

長久手市障がい者基本計画等の概要

1 第4次障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)【6年】

障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。

2 第6期障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)【3年】

国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。

3 第2期障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【3年】

国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。

4 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国等の動向近年の動向、基本指針、共生社会の実現など
- 3 計画の位置づけ、他計画との関係
- 4 計画の期間、計画策定に向けた体制
- 5 計画の策定の経緯（部会の開催、意見聴取、パブコメ）

第2章 第4次長久手市障がい者基本計画

- 1 基本理念、基本分野、重点項目
- 2 計画体系

第3章 長久手市第6期障がい福祉計画

- 1 計画の成果目標
- 2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策
- 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

第4章 長久手市第2期障がい児福祉計画

- 1 計画の成果目標
- 2 障がい児へのサービスの見込みと確保方策

第5章 長久手市成年後見制度利用促進計画（権利擁護）

- 1 計画の概要（意義・背景・目的）、位置づけ、計画期間
- 2 現状・課題
- 3 施策の展開

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理と管理手法

第7章 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 統計データの状況（障害者手帳、福祉サービス）
- 2 現状と課題
- 3 意識調査結果

資料編

- 1 計画策定の経過（策定部会関係）、要綱等

理念、施策を先に掲載し、実施する内容を分かりやすく掲載する予定。

基本理念 （案）

- ・ 支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて
- ・ みんなが笑顔で交流し 安心して暮らせるまち ながくて

重点項目

個別訪問等によるアプローチの
実施・つなぎ

早期からの相談体制の充実

一貫した切れ目のない支援体制
の充実

就労に関わる機会の充実

学び・理解、交流による地域共
生の促進

医療的な対応を必要としている
人への支援体制づくり

災害時に向けた防災体制づくり

基本分野

生活支援

保健・医療

教育

雇用・就業

生活環境

差別解消・権利擁護・
虐待の防止

防災・防犯

施策事業

※現段階では主な事業概要のみ記載

意思決定支援、身近な相談、
自立生活援助、医療的ケア、
人材育成、補助犬

地域移行、地域医療

特別支援学校・学級、学生支
援、学習活動

就労支援、工賃向上、就労定
着、農福連携

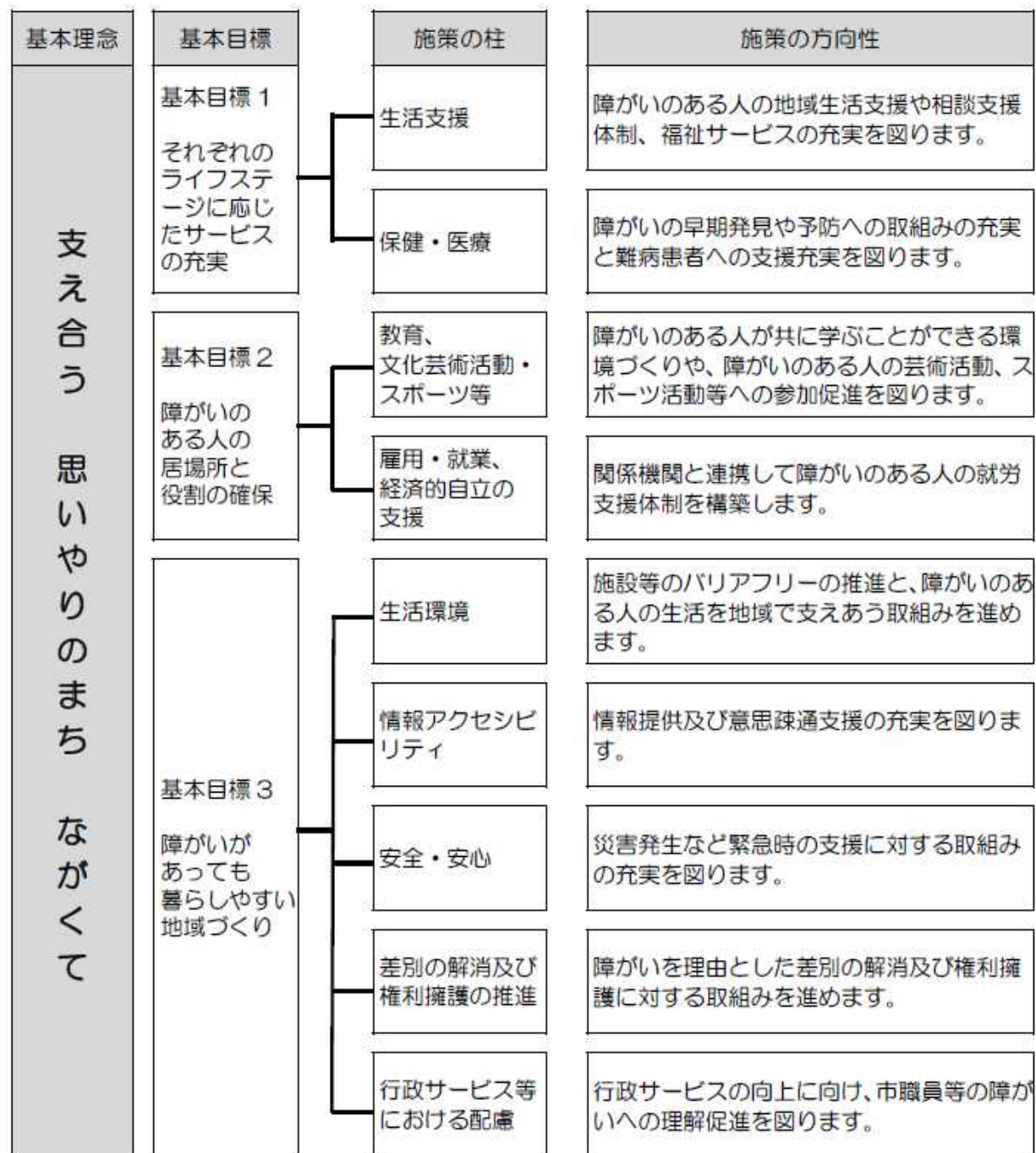
住環境、移動支援

情報提供、差別解消、権利擁
護、施設整備

福祉避難所、WEB119、避難行
動要支援、消費生活相談

※施策事業には重点施策事業を含む。
施策事業の内容については整理中。

(参考) 現計画の体系



<「現」計画基本理念>

支え合う 思いやりのまち ながくて

すべての人が障がいの有無に関わらずお互いに尊重しながら地域社会の中で共に生活できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援を行うことにあります。

<改める計画基本理念（案）>

① 支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて

② みんなが笑顔で交流し 安心して暮らせるまち ながくて

<踏まえる点>

- ・生活の状況に合わせ必要な支援につながること。
- ・地域共生が進んで行くこと（障がいのある人への理解の促進）
- ・障がいのある人が自立した生活を営めるようにその人にあった居場所と役割があること。

<関係する理念等>

①第6次総合計画（ながくて未来図）

幸せが実感できる 共生のまち 長久手～そして、物語が生まれる～

②第2次地域福祉計画

気づき、つながり、届け、支え合う、たつせがあるまちながくて

③あいち健康福祉ビジョン2020

ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現

④尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる

⑤第4次障害者基本計画（※国の基本計画）

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援

障がい福祉計画・障がい児福祉計画について (障害福祉サービス等の数値目標の算定方法)

法上、項目ごとにサービスごとに以下の内容を設けることが必要。

- ① 福祉サービス、相談支援等の確保に係る目標事項
- ② 各年度の福祉サービス、相談支援等の必要な量の見込量
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの事項
- ④ 福祉サービス、相談支援の種類ごとの確保方策（努力事項）
- ⑤ 福祉サービス、相談支援等の関係機関との連携事項（努力事項）



項目数値ごとに算出し、指針による算出を実施。
(各項目は、参考資料1のとおり)

<算出方法>

- ・ 変化率推計
(サービスの伸びによる算出)

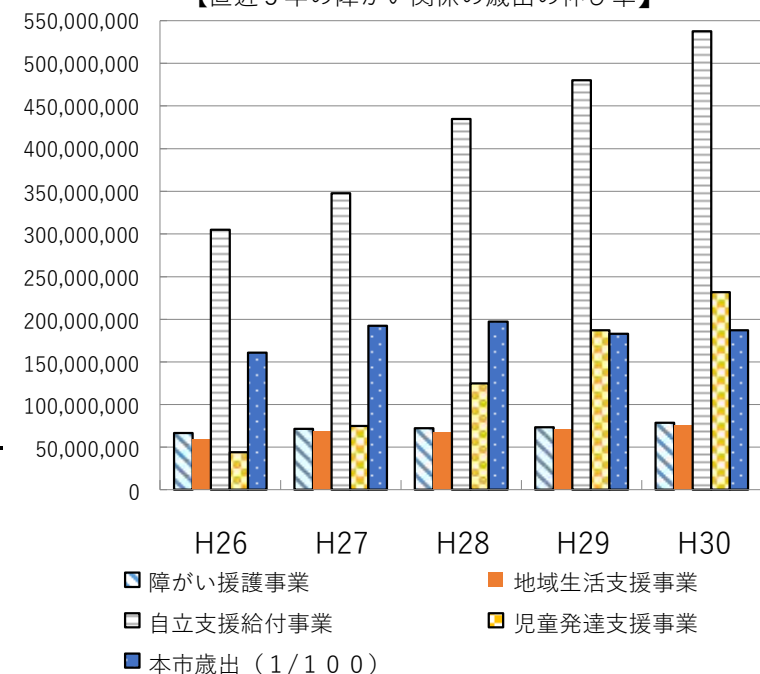
- ・ 利用率推計

(人口などの必要とする人数による算出)



ここ5年の伸び率が急激なため、
利用率推計をベースとする予定。

【直近5年の障がい関係の歳出の伸び率】



(参考) 障がい者計画等の法根拠

【障害者計画】

障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。

＜ 必須事項 ＞

- ① 計画の趣旨、基本理念、基本目標等の基本的考え方の明確化
- ② 地域内の障害者施策に関する現状と問題点の十分な把握・評価
- ③ 基本的な考え方に照らし、今後何が必要か等課題の整理・分析
- ④ 住民にわかりやすく効果的な施策を図るため体系化の工夫
- ⑤ 具体的な目標設定とその実現のための方策の明確化

【障害福祉計画】

障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。

- ① 福祉サービス、相談支援等の確保に係る目標事項
- ② 各年度の福祉サービス、相談支援等の必要な量の見込量
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの事項
- ④ 福祉サービス、相談支援の種類ごとの確保方策（努力事項）
- ⑤ 福祉サービス、相談支援等の関係機関との連携事項（努力事項）

【障害児福祉計画】

児童福祉法第33条の20に基づき、国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。

- ① 通所支援、相談支援の確保に係る目標事項
- ② 各年度の通所支援、相談支援の必要な見込量
- ③ 通所支援、相談支援の種類ごと確保方策（努力義務）
- ④ 通所支援、相談支援の関係機関との連携事項（努力義務）